

令和6年度 第1回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和6年8月1日(木) 13時30分～15時20分

2 場 所 岡崎市役所福祉会館2階 201号室

3 出席者

(1) 委員

ア 被保険者代表

塩澤昭治 加藤智子 高橋京子 川喜田美栄子

イ 保険医・薬剤師代表

小出信澄 織田盛久 高村俊史 鶴田啓

ウ 公益代表

鈴木雅子 前田麗子 畑尻宣長 鈴木英樹 築瀬太

エ 被用者保険等保険者代表

名波直治

※ 定員の過半数以上出席のため、会議成立

(2) 理事者及び事務局

国保年金課長 青山潤子

国保年金課副課長 鈴木幸宏

主任主査 渡部幸子 鈴木理香 山田昌永

鈴木勝道 荒木宏治

主査 三浦理絵

4 会議傍聴者

1名

5 議事内容

(事務局)

本日は、お忙しい中 御出席を賜わり、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から会議を始めさせていただきます。

なお、本協議会につきましては公開扱いとなっております。本日傍聴希望者が1名かお見えですので、既に入室していただいております。

それでは、まず始めに、中根市長より挨拶を申し上げます。

(市長)

皆様こんにちは。市長の中根でございます。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、日頃から、本市の福祉行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度「第3期愛知県国民健康保険運営方針」が策定されました。そのなかに、県内の住所地に関わらず同じ世帯構成、同じ所得水準であれば同じ保険料となる「完全統一」の方針について、2029年度までに一定の結論を出すとして記されております。

本市におきましても愛知県と連携をとりながら慎重な対応に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日の議題ですが、令和5年度国民健康保険事業状況報告について、令和6年度岡崎市国民健康保険料率についてとなっております。

後程事務局より概要を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様から多くの意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

次に委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。被保険者を代表する委員として、高橋京子さまにご就任いただきました。保険医または保険薬剤師を代表する委員として、岡崎市医師会 金子佳史さまにご就任いただきました。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。岡崎市国民健康保険運営協議会規程第4条により、「会議の議長は、会長をもってあてる」とありますので、築瀬会長に議長をお願いいたします。

(議長)

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、本日の会議の欠席の連絡がありました委員の報告をいたします。欠席の委員は、金子委員、牧野委員、永井委員です。

岡崎市国民健康保険規則第3条第1項による定足数に達していますので、会議は成立します、

それではただいまから「令和6年度第1回岡崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。本会議の議事録署名者の選出でございますが、前例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

意義なし

(議長)

御異議ないようですので、議事録署名者は鈴木雅子委員と高橋委員にお願いいたします。

それでは、議題1「令和5年度 国民健康保険事業状況報告について」であります。事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、議題1 令和5年度岡崎市国民健康保険事業状況報告についてご説明いたしますので、資料1 ページをお願いします。

1 被保険者の状況です。被保険者数は、75歳年齢到達に伴う後期高齢者医療制度への移行などによる減少が続く見込みです。また、令和6年10月から被用者保険の適用拡大についての制度改正が予定されているため、さらに減少の見込みです。岡崎市の世帯数及び被保険者数の推移をご覧くださいと、年々減少傾向であることが分かります。団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行すること、被用者保険の適用拡大等により、令和6年度もさらに減少の見込みです。

資料2 ページをお願いします。

2 経理状況です。表の上段歳入から順に主なものを説明させていただきます。まず、歳入については決算総額 324 億 2,020 万 4,189 円で前年度比 100.7%と増加いたしました。歳入の中心となる1款：国民健康保険料は県へ納付する国民健康保険事業費納付金が増となったことなどにより、前年度比 104.4%で、3億3,111万9,654円の増となりました。4款：国庫支出金は、出産育児一時金の大幅な引き上げに対する支援措置として健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金が交付されたことなどにより、前年度比 403.4%で、89万5千円の増となりました。5款：県支出金は前年度比 99.3%で、1億5,379万4,865円の減となっております。これは、歳出の医療費等の保険給付費が減少したことにより、その財源となる県から交付される県支出金が減少したことによるものです。7款：繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度比 104.8%で、1億3,378万2,644円の増となりました。一番下の表をご覧ください。繰入金の内訳ごとの決算額です。保険基盤安定繰入金、未就学児均等割繰入金、産前産後保険料繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金については地方財政措置が講じられ一般会計から繰入れすることにな

っています。また、その他一般会計繰入金については、市町村独自に実施している福祉医療及び保険料減免分を繰入れており、決算補填等目的、いわゆる赤字補填の繰入は行っておりません。

続いて、歳出についてご説明いたします。真ん中の表をご覧ください。決算総額 318 億 7,277 万 6,863 円で、前年度比 100.2%と増加いたしました。2 款：保険給付費は、団塊世代が後期高齢者医療保険へ移行したこと、短時間労働者の社会保険の適用拡大により被保険者が減少したことで医療費が減少し、前年度比 99.1%、1 億 8,788 万 4,460 円の減となりました。3 款：国民健康保険事業費納付金は県の財政運営の財源として納めるもので、県からの提示額が増加したことにより前年度比 102.7%、2 億 6,347 万 8,400 円の増となりました。4 款：保健事業費は、健康診査の受診者数が減少したことなどにより、前年度比 96.1%、1,335 万 5,073 円の減となりました。

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額は 5 億 4,742 万 7,326 円であり、この金額中には国県補助金等の返還金 1,964 万 6 千円を含むため、これらを差し引いた実質的な収支総額は 5 億 2,778 万 1,326 円となりました。(また、5 億 2,778 万 1,326 円全額を国民健康保険財政調整基金に積み立てました。)

続きまして、資料 3 ページをお願いします。

3 年度別保険料収納状況です。令和 5 年度の現年度分収納率は 94.5%で、前年度比較で 0.4%上昇し、滞納繰越分は 35.6%、前年度比較で 6.0%上昇いたしました。保険料は、国民健康保険事業を支える重要な財源であり、滞納初期の段階ではコールセンターや収納員の訪問による納付勧奨を行い、また並行して財産調査を行い、滞納処分を強化することで収納率の向上に努めています。また、新規国保加入者の手続き時に窓口での口座振替勧奨を行い、併せて一部金融機関に限られますがキャッシュカードによる即時口座振替手続きが可能なペイジー口座振替受付サービスを行うなど、未然に滞納を防ぐための対策も行っております。収納対策を積極的に行ったことが収納率上昇につながったと考えています。

議題 1 についての説明は以上でございます。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問はございませんか。

(委員)

御説明ありがとうございます。

3 ページの収納状況についてお聞きします。令和 5 年度の滞納分収納率の上り幅が特に大きいですがその要因について教えてください。

(事務局)

複合的要因のため一概には言えませんが、令和3年度より滞納繰越分に移行しないようペイジー口座振替受付サービスの実施、スマートフォン決済の導入、令和4年度よりダイレクトメールによる納付勧奨、令和5年度よりショートメッセージサービスによる納付勧奨を開始するなど、変化する環境に対応するよう努めております。また、従前より収納員による臨戸訪問、夜間、休日の納付相談窓口の開設や財産調査により納付資力ある滞納者からは滞納処分するなどの取組も継続して行っております。

(議長)

他に御質問はございますか。

(委員)

この会議で聞いていいか分かりませんが、国民健康保険料が団塊の世代が75歳以上になってきたということで、まさに主人が75歳でありまして、今年から後期高齢者保険で、私が国民健康保険。納付書を見ると、後期高齢者保険と国民健康保険の2つで、税額が減るのかなと思ったらとんでもない話で、後期高齢者になりましたら、何も減らないでしっかり取られております。

この会は国民健康保険を対象にしていると思いますが、後期高齢者保険は後期高齢者保険という名目で国民健康保険の財源になるんですか。

(事務局)

国民健康保険と後期高齢者保険は全く別のものになります。後期高齢者の医療保険制度については、75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいをお持ちの方が入る保険になります。保険料の算定方法も全く別になります。医療費の負担については、後期高齢者の方だけで賄うわけではなく、国民健康保険も後期高齢者支援金分という形で負担しています。

(議長)

他に御質問はありますか。

(委員)

令和5年度の保険料の収納状況は素晴らしい成果が出ていると思いました。職員さんが色々とシステムを変えたり、まあ収納員さんの徴収、それすべてに大変なご苦勞があったかと思います。これから先、まだまだ大変な状況でございしますが、収納関係については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

御意見として賜ってもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

引き続き、事務局の皆さんには頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

他に御質問はありますか。

(委員)

収納率のことでお伺いします。今回、現年分も増えていますが、滞納分の収納率が増えているということで、滞納分の収納を引き上げるといことは本当に難しい。収入が上がらない中で大変だと思いますが、先ほどご説明があったのは今までもやってみえた口座振替の勧奨ですとか、スマホ決済が新しいと思いますが、DM勧奨も今までやってみえてたかなと。ただSMSについては初めてお聞きをした気がするので、どれかということではありませんと言われたけれども、とりわけ何か新しい、令和5年度に特徴的な点があったら教えてくださいと思います。

それから経理状況ですが、国民健康保険事業納付金、いわゆる県の広域化の方に納めるお金が増えています。県の支出金が逆に減っています。この辺りは実績に基づいてということであるかと思いますが、理由を教えてください。国民健康保険料は予算額に対して4%ほど増えています。これも実績は実績ですが、その理由もあればお聞かせいただきたいです。

(事務局)

ここ3年、新たに始めた取り組みとしましては、先ほどお伝えさせていただいたようなペイジー口座受付サービスやスマートフォン決済、ダイレクトメール、ショートメッセージでの勧奨というのを始めさせていただいております。令和5年度に限定しますと、ショートメッセージ、いわゆるスマートフォンや携帯電話の電話番号に対してお送りするメッセージというものをを用いて納付の勧奨を始めさせていただいております。当然滞納繰越分だけではなく、現年分に対しての収納対策という意味合いもございます。現年分を滞納繰越されないと、結局のところ、翌年度に繰り越される滞納繰越金額自体が減りますので、そういった相乗効果もございまして総合的に滞納繰越分の収納率が向上して

いると考えます。

納付金が増えている理由 納付金については、県が県全体の一人当たり診療費を推計します。令和5年度の算定時においては、直近までの状況や過去2年間の伸び率により推計し算出していますが、新型コロナウイルス感染症の状況や医療費の動向に注視しつつ、財源不足が生じないように補正を行って推計が、納付金として提示されました。県全体の一人当たり医療費は年々のびておりますので、納付金も増えております。

(委員)

県全体で医療費が増えている。医療給付が増えているので、納付金が岡崎市として去年に比べてあがったということです。しかし、保険給付は岡崎市としては減っています。これが都道府県化したことで、岡崎市は減っているのに納付金は増えているのは制度上仕方のないことですか。あと、保険料が予算よりも増えた理由をお聞かせください。

(事務局)

まず一つ目の制度上仕方のないのかについては、納付金は県から提示額を納めるものになりますし、全体の医療費が上がっているのです。新聞にもございましたが令和5年度の実績について社会保障費は下がっておりますが、その中で医療費については上がっているという状況です。岡崎市としましても一人当たりの給付費は上がっております。被保険者数は下がっておりますが、一人当たりの医療費は上がっているのが現状であります。

保険料が増えた理由は、職員が頑張ってくれた結果だと思っております。

(議長)

他に御質問はありますでしょうか。

(委員)

収納率の件、本当に一生懸命やっていただいてもものすごく上昇していますが、滞納される方の要因は分析されているのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

私共としましては、滞納者の方とお話をさせていただいた際には事情、状況等を確認させていただき、それぞれ滞納者ごとに適切と言いますか、生活困窮等であれば福サポをご案内させていただいております。一人ひとりのお話を聞

いてそれぞれの方に対して対応させていただいているところになります。

(委員)

すごく努力されていると評価しています。困っている方をアプローチするのか、金額の多い方がもし滞納されているとなると収入などを色々と調査されていると思いますので、そういった方にはどのようなアプローチをされているかお聞きしたかったので、お伺いしました。また引き続きそういったところも含めて進めていただければ幸いと存じます。

(議長)

御意見ということで、事務局も今の御意見を参考にさせていただければと思います。その他、御質問はありますでしょうか。

(委員)

国民健康保険料についてですが、令和4年度の決算額があり、それを今の国民健康保険加入者数や一人当たりの金額を計算して予算をたてたと思いますが、その予算に対して決算額が大分増えてしまった理由をもう一度お願いします。

(事務局)

保険料算定のタイミングと年間を通して加入している方は必ずしも国民健康保険の場合は同じではありません。途中で抜けられる方や後から入られる方など、その方々の前年所得に応じた保険になりますので、予算と決算が必ず見込んだ通りの歳入になるということはなかなか難しいところです。ただ、先ほど申し上げました通り、今年度に関しては職員が非常に頑張っただけで収納率が上がりました。職員が努力した結果だと考えております。

(委員)

予算額と決算額がこれくらいずれることは毎年ありますか。

(事務局)

課全体で収納の努力をしていますので、予算額よりも決算額が上回るような状況は確かにあります。

(議長)

他に御質問はありますでしょうか。

(委員)

人間の数は減って、でも保険料は上がってきている。医療費が個人個人で上がってきている、それから収納率が上がっているということは、なんとなく納得しますが、医療費の伸びというのはどれくらいのものなのか数字があったら教えていただきたい。がん治療や高額薬品が増えてくるとか色々と金額が上がってくるというのは理解しますが、実際問題としてかなりの医療費の高騰なんじゃないかなと思います。

(事務局)

令和3年度から5年度までの岡崎市の一人当たりの医療費をお答えさせていただきます。令和3年度は35万9,521円。令和4年度は36万9,899円。令和5年度は38万4,276円です。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(議長)

他に御質問はありますでしょうか。

(委員)

保険給付費に対して、ジェネリック医薬品を推進するなど色々な手があるとと思いますが、継続してやっていらっしゃることは何かありますでしょうか。

(事務局)

ジェネリックについては通知も出しておりますし、保健事業で重症化予防の施策を推進しています。あと医療費通知を年7回出して、医療費について皆さんに意識を持っていただくようなことについて継続して行っています。

(委員)

年度ごとにその効果が出ていることが分かるような資料はありますか。

(事務局)

やらなかったときにどうかといったシミュレーションが出来ないので、財政

効果みたいなものは難しいです。

(委員)

年度ごとの比較とか、その効果が増えてきた、変わりましたというような変化があると思いますが、お示しいただけるようなデータはありますか。

(事務局)

医療費削減にどの項目がどう繋がったかという形で数字が出せるものはないと思います。

(委員)

今後医療費を削減するような新しい施策はお考えですか。

(事務局)

医療費を削減するためということで、保健事業としましては令和6年度から第3期データヘルス計画にのっとりまして保健事業を展開していきたいと思っています。この中でまずは特定健診の受診率、特に若い世代を伸ばして生活習慣病を防いでもらうような取組みをします。高血圧や糖尿病性腎症などの病気になられている方に関しては、重症化しないことに対しての取組みを積極的に執り進めていく予定です。

(議長)

他に御質問はありますでしょうか。それでは議題2に移ります。議題2は「令和6年度 岡崎市国民健康保険料率について」です。それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題2 令和6年度岡崎市国民健康保険料率について御説明をさせていただきます。資料4ページをお願いします。1 令和6年度国民健康保険料率についてです。市町村は県が決定した国民健康保険事業費納付金を県へ支払うために保険料を賦課し、徴収します。保険料で集めることが必要な総額を賦課総額といい、その賦課総額を保険料で徴収することができるように保険料率を算定いたします。岡崎市国民健康保険条例の規定により算定しました令和6年度の国民健康保険料率は表のとおりとなりました。また、下の表は令和5年度との比較表ですので、参考にご覧ください。

県全体の医療費の増加等により県へ納める納付金が増加しております。その

ため、基金を活用し、保険料の上昇を抑制することに努めました。また例年賦課総額の概ね 1%の金額を岡崎市独自の所得割 2 割軽減分として賦課総額に加算し全体の被保険者で負担していたものについて、今年度より制度を廃止しました。影響額については計算していませんが、制度が継続していた場合は金額にして医療分では約 6,100 万円、後期支援分で約 2,500 万円、介護分で約 710 万円程度を賦課総額に加算することになったと考えるため、その分についても保険料の上昇を抑制しています。

続きまして 5 ページ、2 モデルケースについて説明いたします。「医療分と後期分を合算した、モデル世帯での保険料」です。上の表が 2 人世帯、下の表が 4 人世帯での、保険料を試算しています。昨年度と比較しまして、賦課総額が増加となりましたので、全体に保険料は増額傾向にあります。また昨年度の運営協議会でも議題としてあげましたが、今年度から岡崎市独自の所得割 2 割の自動軽減が廃止となっており、上段の 2 人世帯でみますと所得 153 万円以下から 101 万円以下までの欄の世帯は令和 5 年度まで独自の自動軽減の対象でしたので、制度の廃止に伴い保険料の増額が大きくなっております。ただし、2 割軽減と 5 割軽減の該当所得が拡大されておりますので、総所得欄に改正後 2 割軽減、5 割軽減と記載されている世帯については減額もしくは増額が小さいものとなっております。

5 ページ下段の表については 4 人世帯モデルでの試算、6 ページについては、医療分と後期分及び介護分を合算した保険料で上段が 2 人世帯モデル、下段が 4 人世帯モデルでの試算となっております。5 ページと同様の傾向となります。説明は、以上でございます。

(議長)

説明は終わりました。

今年度の岡崎市国民健康保険料率については、既に料率が決定しておりますので、今年度より報告ということになります。あらかじめご了承くださいと思います。

ただいまの説明について、御質問はありますか。

(委員)

保険料率の関係についてお聞きします。今年度はすでに当初の納入通知書を発送していると思いますが、昨年度の議題にもありました独自軽減の廃止の内容を含めて、保険料が上がっていることについて被保険者からの反応はいかがでしたでしょうか。

(事務局)

4 ページの表にあります通り、保険料率が前年との比較で、医療分は増後期分は減、介護分は減となっており、全体的に増額が小さかったため、例年と比べると、思っていたより問い合わせが多くありませんでした。

全ての問い合わせを把握しているわけではありませんが、独自軽減の制度廃止についての問い合わせについて報告を受けたのは2件程度でした。会議が始まる前に職員が電話を受けていたようなので、それを含めると3件程度です。

その他、保険料が上がったことについての問い合わせの中で、制度廃止が影響している部分があることを説明したものはありましたが、料率の上昇や、保険料算定の所得自体の増額等複数の要因により保険料が増額となっているケースが多く、制度の廃止のみで増額となって問い合わせがあったケースは直接確認しておりません。

(議長)

他に御質問はありますか。

(委員)

今回保険料率が上がらないように基金を活用されたというお話がありましたが、どのような形で活用されたか教えてください。

(事務局)

基金の活用額は3億円です。医療分に3億円入れることによって、抑制をさせていただいております。

(議長)

他に御質問はありますか。

(委員)

基金3億円を入れてくれたということで努力されていますが、本当に高いですね。今回5割軽減の変更がなければ、すべての被保険者の保険料が上がっているということですね。例えば、モデルケースの医療分後期分で4人家族、収入が300万円台、所得にすると200万円台の方たちが30万円から40万円の保険料。それは所得の1.5割から2割になります。ここに子供が4人いるとすると、均等割額が2万8千円ですので、さらに5万円6万円増えて所得の2割近い保険料がかかります。これは全国的にも国保が家計を潰すと言われているくらい保険料が高くなっています。基金を取り崩すなど努力をしていただい

いるのは分かりますが、これは生活を圧迫するものではないかと思います。

昨年に比べて一人当たりの保険料がどれだけ上がっているのかということと、限度額いっぱいのところの方たちの所得金額を教えてください。

(事務局)

賦課総額を4/1時点の被保険者で割り戻した単純一人当たり保険料率の伸び率は、すべての方が該当する医療分+後期支援分の方が5.6%の増加、40歳から64歳の一部の方が該当となる介護分を含めた方は3.5%の増加となりました。

限度額に達する収入状況ですが、モデルケースに表示はございませんが、2人世帯の場合給与収入1,029万円程度、所得に換算しますと834万円から835万円程度です。4人世帯の場合給与収入950万円程度で所得に換算すると755万円から756万円程度で限度額に達するものとなりました。

(委員)

5.6%とわずかなようですが、所得の低い方には大変な金額になります。

県下の状況ですが、愛知県下で保険料が上がっている自治体がどれくらいあるのか、全自治体が上がっているのか、あるいはわずかな自治体なのかをお聞かせください。また、制度上の問題、国の補助金の問題があると思いますが、全国知事会・市長会で国にお金を入れてくれとお願いが何度も出ているわけです。この要望というものを引き続き国に対して国庫負担金を増やしてほしいとお願いをしているのかお聞かせください。

(事務局)

全市町村の状況は分かりかねますが、愛知県下の市の状況ですと、引下げる自治体は一つもありません。ほとんどの市が令和5年度よりも引上げを行っている状況です。

現時点において国に要望を行っているものはありませんが、県等の会議等に出まして、納付金の算定方法についてはなるべく意見をするように努めております。

(委員)

市長会や知事会で声を上げてほしいと思います。それと、先ほど委員の方から「どうして滞納したんですか」というお話がありました。私が相談を受けた方は、元気で働いているうちは忙しくて時間がない。納付書がきても税金という感覚がない。それとあわせて払い切れない部分もあり後回しになってしまう。

まずは生活をしてからという部分があって滞納してしまうわけです。その後職を変えて収入が落ちてしまった時に収入が高いときの保険料がきて、とても払えないと。しかし、納付の資力があるということで差押えがかかって取らざるを得ない状況もあったと思います。もちろん税金に対する考え方もあるかもしれませんが、やっぱり国保料そのものが安ければ払えるんだけど高い保険料がきてコンビニで払ってと言われても払えないよというのがまず先にくるんじゃないかなと思います。10回分割というのももっと増やせと私は思いますが、総額は変わりませんが。もうちょっと払いやすい、払える金額になるような国保にすることが大切ではないかと思しますので、是非国や県にお願いをしていただきたい。これは意見です。

(議長)

御意見として承ってまいります。他に御質問はありますでしょうか。

本日の議題はすべて終了しました。本日は、御多忙の中、岡崎市国民健康保険運営協議会の議事につきまして、慎重に御審議を賜わり、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「令和6年度 第1回岡崎市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

6 閉会の日時

令和6年8月1日(木) 14時30分 閉会

令和6年 月 日

岡崎市国民健康保険運営協議会 会長 _____
委員 _____
委員 _____

令和6年度 第1回
岡崎市国民健康保険運営協議会
資料

令和6年8月1日
福祉部 国保年金課

議題 1 令和5年度 国民健康保険事業状況報告について

1 被保険者の状況

被保険者数は、75歳年齢到達に伴う後期高齢者医療保険制度への移行などによる減少が続き、団塊の世代が75歳に到達する今年度までは概ね同様の傾向が続く見込みである。また、令和6年10月から被用者保険の適用拡大についての制度改正が予定されているため、さらに減少する見通しである。

世帯数及び被保険者数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
世帯数（世帯）	45,064	45,305	44,497	42,888	41,431
被保険者数（人）	71,378	70,972	68,946	65,325	62,429



2 経理状況

歳 入

区分(款)	令和4年度	令和5年度			
	決算額	予算額	決算額	決算増減額	前年度対比
	円	円	円	円	%
1 国民健康保険料	7,560,581,413	7,432,419,000	7,891,701,067	331,119,654	104.4
2 一部負担金	0	2,000	0	0	0.0
3 使用料及び手数料	39,300	22,000	26,050	△ 13,250	66.3
4 国庫支出金	295,000	1,091,000	1,190,000	895,000	403.4
5 県支出金	21,583,577,277	21,943,725,000	21,429,782,412	△ 153,794,865	99.3
6 財産収入	702,805	1,322,000	1,321,934	619,129	188.1
7 繰入金	2,772,855,609	3,240,525,000	2,906,638,253	133,782,644	104.8
8 繰越金	144,854,000	1,759,000	1,759,000	△ 143,095,000	1.2
9 諸収入	130,571,130	53,691,000	187,785,473	57,214,343	143.8
合計	32,193,476,534	32,674,556,000	32,420,204,189	226,727,655	100.7

歳 出

区分(款)	令和4年度	令和5年度			
	決算額	予算額	決算額	決算増減額	前年対比
	円	円	円	円	%
1 総務費	490,355,494	526,139,000	493,042,914	2,687,420	100.5
2 保険給付費	21,065,105,923	21,621,282,000	20,877,221,463	△ 187,884,460	99.1
3 国民健康保険事業費納付金	9,864,293,817	10,127,773,000	10,127,772,217	263,478,400	102.7
4 保健事業費	344,844,475	352,755,000	331,489,402	△ 13,355,073	96.1
5 基金積立金	702,805	1,322,000	1,321,934	619,129	188.1
6 諸支出金	34,481,861	44,285,000	41,928,933	7,447,072	121.6
7 予備費	0	1,000,000	0	0	0.0
合計	31,799,784,375	32,674,556,000	31,872,776,863	72,992,488	100.2

(再掲) 繰入金

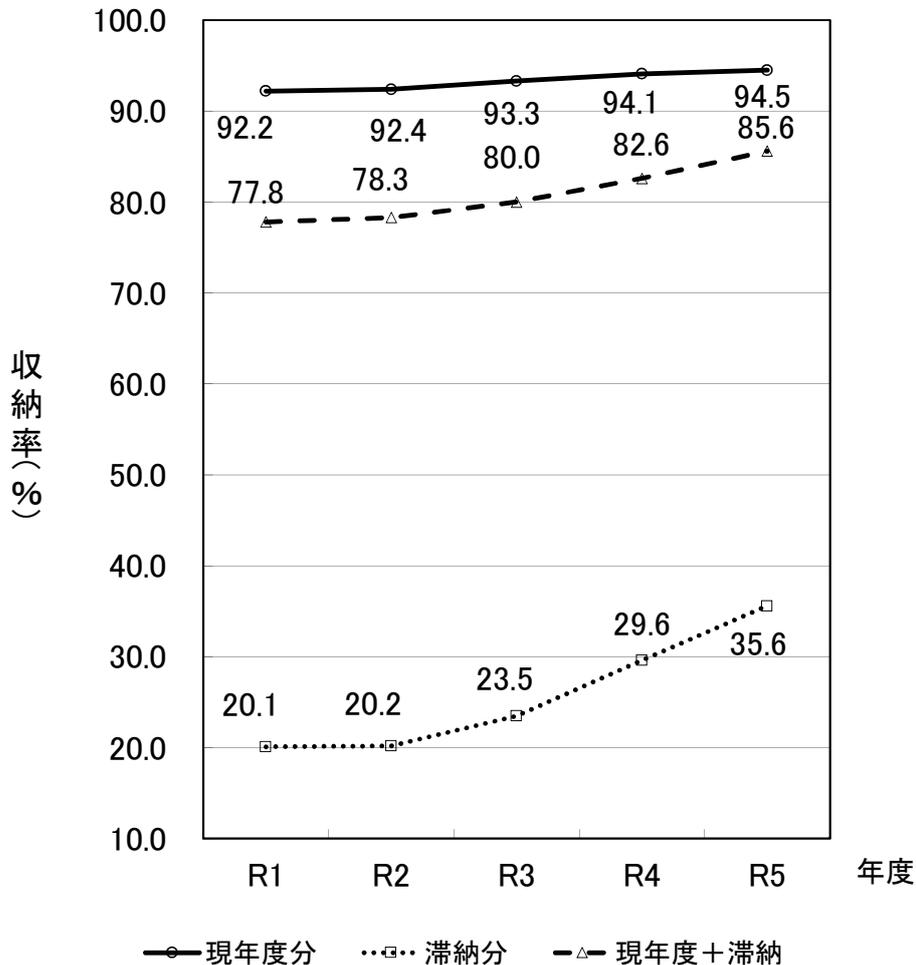
繰入金の内訳	令和4年度決算額	令和5年度決算額
	円	円
保険基盤安定繰入金	1,557,054,726	1,663,173,445
未就学児均等割繰入金	15,973,861	16,341,462
産前産後保険料繰入金	-	1,114,752
職員給与費等繰入金	484,605,467	494,827,897
出産育児一時金繰入金	51,414,863	50,548,854
財政安定化支援事業繰入金	105,036,000	104,484,000
その他一般会計繰入金	258,770,692	270,386,843
財政調整基金繰入金	300,000,000	305,761,000

その他一般会計繰入金内訳	令和4年度決算額	令和5年度決算額
	円	円
福祉医療波及分	192,370,000	195,623,000
保険料減免分	66,146,560	74,763,843
決算補填等目的	0	0

3 年度別保険料収納状況

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
R1	現年度分	8,020,651,300	7,397,843,538	92.2
	滞納分	1,999,478,324	402,212,363	20.1
	計	10,020,129,624	7,800,055,901	77.8
R2	現年度分	7,877,582,000	7,275,438,030	92.4
	滞納分	1,904,512,461	383,898,367	20.2
	計	9,782,094,461	7,659,336,397	78.3
R3	現年度分	7,609,376,000	7,100,606,488	93.3
	滞納分	1,789,015,755	419,632,996	23.5
	計	9,398,391,755	7,520,239,484	80.0
R4	現年度分	7,527,683,900	7,081,478,267	94.1
	滞納分	1,620,062,244	479,103,146	29.6
	計	9,147,746,144	7,560,581,413	82.6
R5	現年度分	7,827,045,200	7,397,169,396	94.5
	滞納分	1,389,080,826	494,531,671	35.6
	計	9,216,126,026	7,891,701,067	85.6

保険料収納率の推移



議題 2 令和 6 年度 岡崎市国民健康保険料率について

1 令和 6 年度国民健康保険料率

岡崎市国民健康保険条例の規定により算定しました令和 6 年度の保険料率は下表のとおりとなります。

区分	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	0.0715	28,220円	29,600円	650,000円
後期分	0.0263	10,410円	10,920円	240,000円
介護分	0.0241	10,490円	7,970円	170,000円

《参考》保険料率比較

区分		所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	R6	0.0715	28,220円	29,600円	650,000円
	R5	0.0674	26,130円	27,620円	650,000円
後期分	R6	0.0263	10,410円	10,920円	240,000円
	R5	0.0279	10,450円	11,050円	220,000円
医療分 後期分 小計	R6	0.0978	38,630円	40,520円	890,000円
	R5	0.0953	36,580円	38,670円	870,000円
介護分	R6	0.0241	10,490円	7,970円	170,000円
	R5	0.0254	10,880円	8,290円	170,000円

2 モデルケース

(1) 医療分+後期分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(C)	(C)-(A)
			R5 医療 後期 限度額 65万円 22万円	R6 医療 後期 限度額 65万円 24万円	R5とR6の比較
2 人 世 帯	788万円	600万円	642,500	662,400	19,900
	555万円	400万円	451,900	466,800	14,900
	430万円	300万円	356,600	369,000	12,400
	297万円	200万円	261,300	271,200	9,900
	230万円	独自軽減 (153万円以下)	195,600	225,200	29,600
	228万円	改正後 2割軽減 (152万円以下)	194,800	200,700	5,900
	226万円	R5 2割軽減 (150万円以下)	170,900	198,800	27,900
	157万円	改正後 5割軽減 (102万円以下)	134,300	116,500	△ 17,800
	156万円	R5 5割軽減 (101万円以下)	100,100	115,500	15,400
	98万円	7割軽減 (43万円以下)	33,400	35,300	1,900

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(C)	(C)-(A)
			R5 医療 後期 限度額 65万円 22万円	R6 医療 後期 限度額 65万円 24万円	R5とR6の比較
4 人 世 帯	788万円	600万円	715,700	739,700	24,000
	677万円	500万円	620,400	641,900	21,500
	555万円	400万円	525,100	544,100	19,000
	430万円	300万円	429,800	446,300	16,500
	384万円	独自軽減 (263万円以下)	352,600	410,100	57,500
	381万円	改正後 2割軽減 (261万円以下)	351,100	369,100	18,000
	376万円	R5 2割軽減 (257万円以下)	311,000	365,100	54,100
	241万円	改正後 5割軽減 (161万円以下)	237,900	212,800	△ 25,100
	238万円	R5 5割軽減 (159万円以下)	180,700	210,800	30,100
	98万円	7割軽減 (43万円以下)	55,400	58,400	3,000

(2) 医療分+後期分+介護分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(C)	(C)-(A)
			R5 限度額 医療 65万円 後期 22万円 介護 17万円	R6 限度額 医療 65万円 後期 24万円 介護 17万円	R5とR6の比較
2 人 世 帯	788万円	600万円	812,500	825,500	13,000
	555万円	400万円	572,600	581,700	9,100
	430万円	300万円	451,900	459,800	7,900
	297万円	200万円	331,200	337,900	6,700
	230万円	独自軽減 (153万円以下)	248,000	280,600	32,600
	228万円	改正後 2割軽減 (152万円以下)	246,900	250,100	3,200
	226万円	R5 2割軽減 (150万円以下)	216,600	247,700	31,100
	157万円	改正後 5割軽減 (102万円以下)	170,300	145,100	△ 25,200
	156万円	R5 5割軽減 (101万円以下)	126,900	143,900	17,000
	98万円	7割軽減 (43万円以下)	42,400	43,900	1,500

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(C)	(C)-(A)
			R5 限度額 医療 65万円 後期 22万円 介護 17万円	R6 限度額 医療 65万円 後期 24万円 介護 17万円	R5とR6の比較
※ 4 人 世 帯	788万円	600万円	885,700	902,800	17,100
	677万円	500万円	766,500	780,900	14,400
	555万円	400万円	645,800	659,000	13,200
	430万円	300万円	525,100	537,100	12,000
	384万円	独自軽減 (263万円以下)	427,300	492,000	64,700
	381万円	改正後 2割軽減 (261万円以下)	425,400	444,700	19,300
	376万円	R5 2割軽減 (257万円以下)	378,500	439,800	61,300
	241万円	改正後 5割軽減 (161万円以下)	285,900	255,600	△ 30,300
	238万円	R5 5割軽減 (159万円以下)	219,200	253,200	34,000
	98万円	7割軽減 (43万円以下)	64,400	67,000	2,600

※医療4人 介護2人